



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外

市政レポート

厚労省令改定に伴い 専決処分2件

厚生労働省が3月末に2件の省令改定を公布したことに伴い、関係する安城市条例の改定が専決処分(※)によって行われました。施行日はいずれも4月1日で、5月臨時会に報告案件として上程される見通しです。内容は以下の通りです。

記

専決処分によって改定される市条例	安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
根拠となった省令	介護保険法施行規則等の一部を改正する等の厚生労働省令	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令
省令公布日	2018年3月22日	2018年3月30日
内容	地域指定密着型サービス事業者の指定申請者の要件を、看護小規模多機能型居宅介護に限り、「法人であること」の他に「19人以下の患者を入院させる病床を有する診療所(有床診療所)を開設している者」を追加。要件の緩和となる。	放課後児童支援員の要件を、現行の「保育士や教諭などの資格保有する者」「高卒で2年上放課後児童健全育成事業に従事した者で市長が適当と認めた者」の他に「5年以上事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者」を追加。要件の緩和となる。

以上

※本来は議会の議決を得なければいけない事柄を、時間的な制約などによって議決を経ずに市長が自ら処理する事。次の議会で承認を求める必要がある。

石川つばさ事務所 446-0072 安城市住吉町荒曾根 1-245 アワーズビル 2F 南
 電話 0566-98-6932 メール ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp
 編集: 石川つばさを支援する会